

雇用関係助成金についての 実地調査のご協力のお願い

雇用関係助成金については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところ
です。

適正な支給を推進する観点から、雇用関係助成金をご利用いただいている事業
所を対象に実地調査を行っています。

対象となられた事業主の皆様は、ご多忙のところ恐れ入りますが、実地調査にご
協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

- 実地調査にあたっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類を確認さ
せていただきます。
- 事業主の方のみならず、従業員の方にもヒアリングをさせていただく場合があります。

不正受給について

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、
または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取消しとなります。
既に助成金を支払い済みの場合は返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日又は支給決定を取消した日から起算して3年
間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

不正受給 NO



【不正受給の例】

- ◆ 既に雇用している従業員に、ハローワークからの紹介状を交付してもらうよう指示し、助成金を申請した。
- ◆ 応募者の面接を行い、採用内定をしているにもかかわらず、ハローワークからの紹介状を交付してもらうよう指示し、助成金を申請した。
- ◆ 従業員を雇っていないにもかかわらず、雇入れているとして助成金を申請した。
- ◆ 従業員に対して訓練を実施していないにもかかわらず、訓練を実施したとして助成金を申請した。
- ◆ 賃金台帳や出勤簿を偽造し、助成金を申請した。



- 不正受給が発覚した場合には、事業所名等を公表する場合があります。
- 不正の内容によっては、事業主が刑事告発される場合があります。
- 事業主等が、助成金制度をよく理解していない場合であっても、不正の事実が確認された場合は、不正受給処分の対象となります。